

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
84.47	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械			84.47	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械				
8447.11	(省略)			8447.11	(同左)				
8447.20				8447.20					
8447.90		—その他のもの				8447.90	—その他のもの		
100		—たて編機	NO	KG		100	—たて編機	NO	KG
				200	—漁網機	NO	KG		
				900	—その他のもの	NO	KG		
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）				
8471.30	(省略)			8471.30	(同左)				
8471.60				8471.60					
8471.70		—記憶装置				8471.70	—記憶装置		
200		—フレキシブルディスク装置	NO			200	—フレキシブルディスク装置		NO
				300	—磁気ディスク装置		NO		
				400	—CD-ROM装置		NO		
				500	—光ディスク装置		NO		

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8471.80 \$ 8471.90	900 ---その他のもの  (省略)		NO	8471.80 \$ 8471.90	900 ---その他のもの  (同左)		NO
85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） 、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。） 、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置  (省略)			85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） 、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。） 、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置  (同左)		
8518.10	一拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）  (省略)			8518.10	一拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）  (同左)		
8518.21	(省略)			8518.21	(同左)		
8518.22	000 ---複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG	8518.22	---複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）		
				100	---ハイファイ用スピーカーシステム（自動車用のものを除く。）		NO
				900	---その他のもの	NO	KG
8518.29 \$ 8518.90	(省略)			8518.29 \$ 8518.90	(同左)		

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ーラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）			85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ーラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）		
8527.12	(省 略)			8527.12	(同 左)		
8527.13	000 ーーその他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）		NO	8527.13	ーーその他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）		
				910	ーーーデジタルオーディオディスクプレーヤーを自蔵するもの（ウォーキングステレオを除く。）		NO
				990	ーーーその他のもの		NO
8527.19	(省 略)			8527.19	(同 左)		
8527.99				8527.99			
90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）		
9017.10	(省 略)			9017.10	(同 左)		
9017.80				9017.80			
9017.90	000 一部分品及び附属品		KG	9017.90	一部分品及び附属品		

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧						
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位				
		I	II			I	II			
90.29	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第90.14項又は第90.15項のものを除く。）並びにストロボスコープ			100	――電気式機器用のもの		KG			
				900	――その他のもの		KG			
				9029.10	(省略)		9029.10	(同左)		
				9029.20	―速度計、回転速度計及びストロボスコープ		9029.20	―速度計、回転速度計及びストロボスコープ		
				100	――電気式のもの		100	――電気式のもの	NO	KG
	――その他のもの		――その他のもの							
	――速度計	NO	KG	910	――速度計	NO	KG			
	(削除)			920	――回転速度計	NO	KG			
	――その他のもの	NO	KG	990	――その他のもの	NO	KG			
9029.90	(省略)			9029.90	000		(同左)			

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
03.01	魚（生きているものに限る。）			03.01	魚（生きているものに限る。）		
0301.10	（省 略）			0301.10	（同 左）		
	－その他の魚（生きているものに限る。）				－その他の魚（生きているものに限る。）	NO	KG
0301.91	（省 略）			0301.91	（同 左）	NO	KG
0301.95				0301.95			
0301.99	――その他のもの			0301.99	――その他のもの		
	----養魚用の稚魚				----養魚用の稚魚		
	-----ぶり（セリオーラ属のもの）				-----ぶり（セリオーラ属のもの）		
111	-----ぶり（セリオーラ・クインクエラディアータ）		KG	111	-----ぶり（セリオーラ・クインクエラディアータ）		KG
119	-----その他のもの		KG	119	-----その他のもの		KG
190	-----その他のもの		KG	190	-----その他のもの		KG
	----その他のもの				----その他のもの		
210	-----にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		KG	210	-----にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		KG
220	-----ひらめ（パラリクティス属のもの）		KG				
290	-----その他のもの		KG	290	-----その他のもの		KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
1104.12 S	(省略)			1104.12 S	(同左)		
1104.23	---その他の穀物のも			1104.23	---その他の穀物のも		
1104.29	----小麦又はライ小麦のも			1104.29	----小麦又はライ小麦のも		
	-----小麦のも				-----小麦のも		
111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
119	-----その他のもの		KG	119	-----その他のもの		KG
	-----ライ小麦のも				-----ライ小麦のも		
121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買			121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
129	入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの ----米のもの		KG KG	129	入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの ----米のもの		KG KG
250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
290	-----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの		KG KG	290	-----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの		KG KG
410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け			410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
1104.30	て輸入されるもの		KG	1104.30	て輸入されるもの		KG		
	-----その他のもの		KG		490	-----その他のもの		KG	
	----その他のもの				300	----その他のもの		KG	
	-----そばのもの		KG						
	-----その他のもの		KG						
	(省 略)				(同 左)				
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
1604.11	(省略)			1604.11	(同左)				
1604.19				1604.19					
1604.20		-----その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				1604.20	-----その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		
		----卵					----魚卵		
		----にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの					----にしん（クルペア属のもの）のもの		
011	-----気密容器入りのもの		KG	011	-----気密容器入りのもの		KG		
012	-----その他のもの		KG	012	-----その他のもの		KG		
015	-----たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの		KG		----たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
				013	-----気密容器入りのもの		KG		



輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
1604.30 S	019	----	KG	014	-----その他のもの		KG
	020	--その他のもの	KG	019	----その他のもの		KG
		(省 略)		020	--その他のもの		KG
1604.90				1604.30 S	(同 左)		
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11 S	(省 略)			2903.11 S	(同 左)		
2903.31				2903.31			
2903.39	--その他のもの			2903.39	--その他のもの		
011	-----臭化メチル		KG	011	-----臭化メチル		KG
019	-----その他のもの		KG	019	-----その他のもの		KG
021	-----ペルフルオロメタン		KG	021	-----ペルフルオロメタン		KG
022	-----ペルフルオロエタン		KG	022	-----ペルフルオロエタン		KG
023	-----ジフルオロメタン (HFC-32)		KG	023	-----ジフルオロメタン (HFC-32)		KG
024	-----ペンタフルオロエタン (HFC-125)		KG	024	-----ペンタフルオロエタン (HFC-125)		KG
	-----1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)		KG	025	-----1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)		KG
031	-----噴霧器に充てんしたもの		KG				
039	-----その他のもの		KG				

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
2903.41 S	<u>026</u>	-----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC- 143a)		<u>026</u>	-----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC- 143a)		<u>KG</u>	
		-----1・1-ジフルオロエタン (HFC-15 2a)		<u>027</u>	-----1・1-ジフルオロエタン (HFC-15 2a)		<u>KG</u>	
	<u>041</u>	-----噴霧器に充てんしたもの					<u>KG</u>	
	<u>049</u>	-----その他のもの					<u>KG</u>	
	<u>029</u>	-----その他のもの		<u>029</u>	-----その他のもの		<u>KG</u>	
	<u>090</u>	-----その他のもの		<u>090</u>	-----その他のもの		<u>KG</u>	
2903.69	(省 略)			2903.41 S	(同 左)			
37.02	感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに 限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状イン スタントプリントフィルム (露光してないものに 限る。)			37.02	感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに 限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状イン スタントプリントフィルム (露光してないものに 限る。)			
3702.10	(省 略)			3702.10	(同 左)			
	---その他のフィルム (パーフォレーションのない もので、幅が105ミリメートル以下のものに 限る。)				---その他のフィルム (パーフォレーションのない もので、幅が105ミリメートル以下のものに 限る。)			
<u>3702.31</u>	<u>000</u>	---カラー写真用のもの (ポリクローム)	<u>NO</u>	<u>SM</u>	<u>3702.31</u>	---カラー写真用のもの (ポリクローム)	<u>NO</u>	<u>SM</u>
				<u>010</u>	---幅が35ミリメートルのもの	<u>NO</u>	<u>SM</u>	
				<u>090</u>	---その他のもの	<u>NO</u>	<u>SM</u>	
3702.32				3702.32				

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3702. 44	(省 略)			3702. 44	(同 左)		
3702. 51	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）			3702. 51	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702. 52	(省 略)			3702. 52	(同 左)		
	—幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの				—幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの		
	030 —映画用フィルム	SM	M		—映画用フィルム		
				010	—反転現像方式のもの	SM	M
				020	—その他のもの	SM	M
	090 —その他のもの	SM	M	090	—その他のもの	SM	M
3702. 53	(省 略)			3702. 53	(同 左)		
3702. 95				3702. 95			
52. 05	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			52. 05	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
5205. 11	(省 略)			5205. 11	(同 左)		
5205. 15				5205. 15			
5205. 21	—単糸（コームした繊維製のものに限る。）			5205. 21	—単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
	—714. 29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）				—714. 29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
	010 —合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の			010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		単位		
			I	II			I	II	
5205.22	023	10%を超えるもの		KG	5205.22	021	10%を超えるもの		KG
		----その他のもの					----その他のもの		
5205.35	029	----綿のみから成るもの		KG	5205.35	022	----綿のみから成るもの		
							----漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)		KG
5205.41	010	----他の繊維を混ぜたもの		KG	5205.41	029	----他の繊維を混ぜたもの		KG
		(省 略)					(同 左)		
5205.42	090	---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)			5205.42	010	---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)		
		(省 略)					(同 左)		
5205.43	010	---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)			5205.43	021	---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)		
		----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG			----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG
5205.48	090	----その他のもの		KG	5205.48	029	----その他のもの		KG
		(省 略)					(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10		(省 略)			6001.10		(同 左)		
6001.29		—その他のもの			6001.29		—その他のもの		
6001.91	000	—綿製のもの	KG		6001.91	000	—綿製のもの	KG	
6001.92		—人造繊維製のもの			6001.92		—人造繊維製のもの		
	015	— <u>ポリエステル製のたてメリヤス編みのもの</u> <u>のうちパイルを切つたもので、政令で定め</u> <u>る難燃性を有するもの（幅が142センチメ</u> <u>ートル以上のものに限る。）</u>	KG			015	— <u>たてメリヤスのもの</u> <u>合成繊維製のもの</u> <u>ポリエステルのもの</u> <u>パイルを切つたもので、政令で定め</u> <u>る難燃性を有するもの（幅が142セン</u> <u>チメートル以上のものに限る。）</u>	KG	
		—その他のもの				016	—その他のもの	KG	
	017	— <u>たてメリヤスのもの</u> <u>合成繊維製のもの</u>	KG			014	—その他のもの	KG	
	019	— <u>再生繊維又は半合成繊維製のもの</u> <u>その他のもの</u> <u>合成繊維製のもの</u>	KG			019	— <u>再生繊維又は半合成繊維製のもの</u> <u>その他のもの</u> <u>合成繊維製のもの</u>	KG	
	092	— <u>ポリエステルのもの</u>	KG			092	— <u>ポリエステルのもの</u>	KG	
	094	— <u>その他のもの</u>	KG			094	— <u>その他のもの</u>	KG	
	099	— <u>再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>	KG			099	— <u>再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>	KG	
6001.99		(省 略)			6001.99		(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）		
6002.40	一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）			6002.40	一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）		
	――模様編みの組織を有するもの				――模様編みの組織を有するもの		
010	――綿製のもの		KG	010	――綿製のもの		KG
020	――その他のもの		KG	020	――その他のもの		KG
	――その他のもの				――その他のもの		
050	――綿製又は人造繊維製のもの		KG		――綿製又は人造繊維製のもの		
				030	――綿製のもの		KG
				040	――人造繊維製のもの		KG
090	――その他のもの		KG	090	――その他のもの		KG
6002.90	(省略)			6002.90	(同 左)		
61.05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6105.10				6105.10			
5	(省略)			5	(同 左)		
6105.20				6105.20			
6105.90	一その他の紡織用繊維製のもの			6105.90	一その他の紡織用繊維製のもの		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
014	---オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	NO	KG	011	---オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	NO	KG
	----ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				----ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	----羊毛製又は織獣毛製のもの				----羊毛製又は織獣毛製のもの		
018	----その他のもの	NO	KG	012	----その他のもの	NO	KG
	----その他のもの				----その他のもの		
020	---その他のもの	NO	KG	013	----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
					----その他のもの		
020	---その他のもの	NO	KG	019	----その他のもの	NO	KG
					---その他のもの		
61.08	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.08	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6108.11				6108.11			
5	(省略)			5	(同左)		
6108.39				6108.39			
	---その他のもの				---その他のもの		
6108.91	(省略)			6108.91	(同左)		
6108.92	---人造繊維製のもの			6108.92	---人造繊維製のもの		
	----ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				----ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
014	----ししゆうしたもの、レースを使用したもの			014	----ししゆうしたもの、レースを使用したもの		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
018	の及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	016	の及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	
	-----その他のもの	NO	KG		019	-----その他のもの		
020	-----その他のもの			020	-----合成繊維製のもの	NO	KG	
	(省 略)	NO	KG		019	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
6108.99				6108.99	-----その他のもの	NO	KG	
					(同 左)			
61.09	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.09	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			
	(省 略)				(省 略)			
6109.10	-----その他の紡織用繊維製のもの			6109.10	-----その他の紡織用繊維製のもの			
6109.90	---異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの			6109.90	---異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの			
	----ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				----ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
	(削 除)			011	-----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	
012	-----合成繊維製のもの	NO	KG	012	-----合成繊維製のもの	NO	KG	
013	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	013	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	
014	-----その他のもの	NO	KG	014	-----その他のもの	NO	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの			
016	-----合成繊維製のもの	NO	KG	016	-----合成繊維製のもの	NO	KG	
017	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	017	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	
019	-----その他のもの	NO	KG	019	-----その他のもの	NO	KG	
	---その他のもの				---その他のもの			



輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
71. 12	021	---人造繊維製のもの	NO	KG	71. 12	021	---人造繊維製のもの	NO	KG
	029	---その他のもの	NO	KG		029	---その他のもの	NO	KG
7112. 30		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの 一 貴金属又はその化合物を含む灰 (削 除)			7112. 30		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの 一 貴金属又はその化合物を含む灰		
	020	---白金のもの		KG		<u>010</u>	<u>---金のもの</u>		<u>KG</u>
	090	---その他のもの		KG		020	---白金のもの		KG
7112. 91		(省 略)			7112. 91		(同 左)		
7112. 99					7112. 99				
84. 22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機 一 皿洗機			84. 22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機 一 皿洗機		
8422. 11		(省 略)			8422. 11		(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8422.20 8422.30	—充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機			8422.20 8422.30	—充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機		
	020 —容器成形充てん機	NO	KG	010 —瓶詰め機		NO	KG
	090 —その他のもの	NO	KG	020 —容器成形充てん機		NO	KG
				090 —その他のもの		NO	KG
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
9006.10 s	(省 略)			9006.10 s	(同 左)		
9006.40	—その他の写真機			9006.40	—その他の写真機		
9006.51	(省 略)			9006.51	(同 左)		
9006.52	000 —その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	NO	KG	9006.52	—その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		
				010 —フィルムを交換する機能を有しないもの（幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	KG
				090 —その他のもの		NO	KG
9006.53				9006.53			

# 輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
5		(省 略)			5		(同 左)		
9006.99					9006.99				